

医療機関の勤務環境の改善に関する取組【埼玉県】(※平成30年8月1日現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業名	概要
勤務環境の改善・向上	埼玉県医療勤務環境改善支援センター (勤務環境改善全般に関すること) 埼玉県保健医療部医療人材課 医師確保対策担当 【TEL.048-601-4600】 (医療労務管理に関すること) 埼玉県社会保険労務士会 【TEL.048-826-4861】	埼玉県医療勤務環境改善支援センター (医療経営コンサルタント協会埼玉県支部共同事業) (埼玉労働局委託事業)	・医療経営の専門家が、医療機関に対し、勤務環境の改善に向けた相談・助言等を無料で実施します。 ・医療機関経営者、または医療従事者への支援として「医療労務管理相談コーナー」を設け、労働環境や様々な問題について社労士による無料相談をお受けしています。
	埼玉県ナースセンター (公益社団法人 埼玉県看護協会内) 【TEL.048-620-7337】	看護職員の就労環境改善事業 (埼玉県委託事業)	インデックス調査を推進し、WLBの取組みを支援します。多様な勤務形態や労務管理の知識に関する研修を実施します。また、医療職のメンタルヘルス対策を強化します。
	埼玉県社会保険労務士会 【TEL.048-826-4864】	院長・歯科院長・薬局管理者のための労務相談110番	人事・労務管理の専門家である医療労務管理アドバイザーが勤務環境の改善・向上に向けた相談、助言等を無料で実施します。
	埼玉県労働局職業安定部職業対策課 【TEL.048-600-6209】	職場定着支援助成金 (雇用管理制度助成コース)	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に助成します。
		職場定着支援助成金 (介護福祉機器助成コース)	介護労働者の身体的負担を軽減するために新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に助成します。
		職場定着支援助成金 (保育労働者雇用管理制度助成コース)	賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む保育事業主に助成します。
		職場定着支援助成金 (介護労働者雇用管理制度助成コース)	賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に助成します。
		職場定着支援助成金 (中小企業団体助成コース)	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体が、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に助成します。
	埼玉県労働局雇用環境・均等室 【TEL.048-600-6210】	職場意識改善助成金 (職場環境改善コース)	雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上である中小企業事業主が労務管理用ソフトウェア等の導入・更新、外部専門家によるコンサルティング等をはじめとした労働時間等の設定の改善の取組みを実施した場合、取組の実施に要した経費の一部を助成します。
		職場意識改善助成金 (時間外労働上限設定コース)	「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間(限度基準)を超える内容の時間外・休日労働に関する協定(特別条項)を締結している中小企業事業主が、労務管理用ソフトウェア等の導入・更新、外部専門家によるコンサルティング等により、限度基準以下の上限設定を行う場合、取組の実施に要した経費の一部を助成します。
職場意識改善助成金 (勤務間インターバル導入コース)		中小企業事業主が就業規則・労協協定の作成・変更、労務管理用ソフトウェア等の導入・更新、外部専門家によるコンサルティング等により、指定したすべての事業場において、休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入した場合、取組の実施に要した経費の一部を助成します。	
埼玉県産業保健総合支援センター 【TEL.048-829-2661】	メンタルヘルス対策等産業保健事業に関する相談等	事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談対応や研修等を行っております。(メンタルヘルス対策の普及促進のための個別支援等)。また、埼玉県内には、11か所の地域産業保健センターがあり、労働者数50人未満の事業場を対象にメンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談等を行っております。なお、利用にあたっては全て無料で、平成27年12月施行となったストレスチェックについて、労働者50人未満の事業場集団に対する助成金制度があります。当センターが受付窓口となっております。	
多様な働き方が可能な環境の整備	埼玉県保健医療部医療人材課 医師確保対策担当 【TEL.048-601-4600】	育児や介護等のために短時間勤務やオンコール免除となる医師の代替医師雇用助成事業	埼玉県内の病院で育児や介護等のために短時間勤務やオンコール免除の導入をする場合、代替となる医師の雇用経費の助成を行います。
	埼玉県労働局雇用環境・均等室 【TEL.048-600-6210】	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース:代替要員確保時)	育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース:育児取得時・職場復帰時)	労働者と面談を実施し、育児復帰支援プランを作成し、育児休業予定者の業務の引継を行い、3か月以上育児休業(産後休業を含む)を取得させた中小企業事業主及び同一育児休業者を原職復帰させ、6か月以上継続雇用した中小企業事業主に助成します。
		両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	男性労働者が、育児休業を取得しやすい職場風土作りのために取組を行い、一定期間育児休業を取得させた事業主に助成します。
		両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組(社内アンケートの実施、介護関係制度の導入・周知、人事労務担当者等による研修、相談窓口の設置・周知)を行い、介護に直面する労働者と面談を実施し、介護支援プランを作成し、介護休業予定者の業務の引継を行い、1か月以上の介護休業を取得させ、原職復帰をさせた事業主又は介護を行うための勤務制限制度利用中の業務体制の検討を行い、3か月以上の介護を行うための勤務制限制度を利用させ、利用終了後にフォロー面談を実施した事業主に助成します。
テレワーク相談センター (厚生労働省委託事業) 【TEL.0120-91-6479】	職場意識改善助成金 (テレワークコース)	テレワークを新規で(試行的に導入している場合も含む)又は継続して活用する中小企業事業主が、テレワーク用通信機器の導入・運用、テレワーク勤務に関する就業規則・労協協定の作成・変更等の取組を実施した場合、取組の実施に要した経費の一部を助成します。	

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
就業の促進	埼玉県女性医師支援センター 【TEL.048-815-7115】	女性医師支援センター (埼玉県委託事業)	埼玉県医師会において、女性医師の就業などに関する様々な相談への対応等を実施します。
	埼玉県保健医療部医療人材課 看護・医療人材担当 【TEL.048-830-3543】	病院内保育所等の施設整備	看護師宿舎、病院内保育所及びナースステーション等の新築、増改築の費用を補助します。
		病院内保育所運営費補助	病院内保育所の運営費を補助します。
	埼玉県ナースセンター (公益社団法人 埼玉県看護協会内) 【TEL.048-620-7337】	看護職員の復職支援事業(ナースセンター事業) (埼玉県委託事業)	未就業看護職(有資格者)に対し、無料職業紹介を実施します。 川口、川越、大宮、熊谷、春日部、所沢、秩父の各ハローワークで、巡回相談も実施しています。
		看護職員の復職支援事業(再就業技術講習会) (埼玉県委託事業)	離職している看護職に対し、技術的な不安を解消するため、看護に関する最新の知識及び技術を習得する講習会を実施します(県内の病院30か所等)。
		潜在看護師等職場定着支援事業 (埼玉県委託事業)	おおむね3年以上ブランクのある看護職を新たに雇用(概ね週20時間以上)した200床以下の病院に対し、経費の一部補助(30万円)及び研修計画の作成支援を実施します。
	ハローワーク福祉人材コーナー 川口【TEL.048-251-2901】 熊谷【TEL.048-522-5656】 大宮【TEL.048-667-8609】 川越【TEL.049-242-0197】	「福祉人材コーナー」による支援	福祉分野(医療、介護、保育関係)での人材確保に向けて、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ります。
		福祉関係求人充足プラン策定支援	福祉関係求人雇用管理の改善に努める求人者に対する支援の実施を行います。
	マザーズハローワーク 大宮【TEL.048-856-9500】 川口【TEL.048-251-2901】 熊谷【TEL.048-522-5656】 所沢【TEL.04-2993-5334】 川越【TEL.049-242-0197】 越谷【TEL.048-969-8609】 浦和・就業支援サテライト 【TEL.048-826-5049】	「マザーズハローワーク・マザーズコーナー」による支援	仕事と子育ての両立、子育て後の再就職を希望する者に対する支援を実施します。
	キャリアアップ・人材育成	埼玉県保健医療部医療人材課 看護・医療人材担当 【TEL.048-830-3543】	新人看護職員研修事業費補助
公益社団法人 埼玉県看護協会 【TEL.048-624-3300】		新人看護職員合同研修(新人研修) (埼玉県委託事業)	看護の質の向上及び早期離職防止を目的に、国のガイドラインに沿った新人看護職員研修を病院内で実施できない場合、研修を実施します。また、病院における研修指導者向けの研修も実施します。
		認定看護師確保・推進事業(資格取得支援) (埼玉県委託事業)	在宅・高齢者医療等にかかる分野の認定看護師教育機関に入学した看護師を対象に、資格取得を支援します。
		専門分野の看護師研修事業(緩和ケア研修) (埼玉県委託事業)	実務年数3年以上の看護職員を対象に、緩和ケアの実践に関する研修を行います。
		専門分野の看護師研修事業(訪問看護研修) (埼玉県委託事業)	訪問看護に従事している看護職員や在宅医療を行っている看護職員を対象に、特定の疾患に関する研修や、訪問看護ステーションの管理者に対する研修を行います。
埼玉県労働局職業安定部職業対策課 【TEL.048-600-6209】		人事評価改善等助成金	生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した事業主に助成します。
		キャリアアップ助成金	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換したり、有期契約労働者等に職業訓練を行う等、一定の取り組みを実施した事業主に助成します。
	人材開発支援助成金	労働者の職業能力開発を促進するために、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練を実施した場合や、人材開発制度を導入し、労働者に適用した事業主に助成します。	
その他	埼玉県労働局雇用環境・均等室 【TEL.048-600-6210】	次世代法に基づく認定を受け、「くるみん」「プラチナくるみん」認定を受けた企業は、仕事と子育てを両立できる職場づくりをしていることを社会にアピールでき、企業イメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。次世代育成支援に資する資産を一般事業主行動計画に記載した上で導入し、くるみん認定、又はプラチナくるみん認定を受けた事業主は、その資産について、割増償却が受けられます。割増償却の詳細は、管轄の税務署にお問合せください。	
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)	女性活躍推進法に基づく認定を受けた企業は、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながる事が期待できます。
	埼玉県労働局労働基準部健康安全課 【TEL.048-600-6206】	受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するために、喫煙室の設置・改修、屋外喫煙所の設置・改修、換気装置の設置など(宿泊業・飲食店)を行う中小企業事業主に対し、その経費の2分の1(上限200万円 ※面積に応じた上限額あり)を助成します。